

富山市空き家対策官民連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 富山市では、人口減少や少子高齢化、世帯構造の変化などにより、今後さらに空き家の増加が見込まれており、空き家を起因とする住環境への悪影響が懸念されている。空き家には、それぞれの事情による多種多様な問題があるが、これらの解決には、それぞれの事情に応じた専門知識や経験により対応することが必要であり、連携した対応を行うことにより効率的かつ効果的な空き家対策が実施できる。このことから、行政と民間事業主体が連携した空き家対策を検討するための「富山市空き家対策官民連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を設置する。

（協議及び活動事項）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）空き家の現状や実体把握に関すること
- （2）空き家の適正管理に関すること（所有者等に対する啓発、相談、管理への支援等）
- （3）空き家の利活用に関すること
- （4）空き家対策における協働事業に関すること
- （5）その他会議において必要と認められること

（組織）

第3条 連絡会議は、別表に掲げる富山市及び空き家対策に係る団体をもって組織する。

- 2 連絡会議の会長は、富山市活力都市創造部次長の職にあるものをもって充てる。
- 3 連絡会議の事務局は、富山市活力都市創造部居住政策課に置く。

（会議）

第4条 連絡会議は、会長が招集し、会議の座長となる。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

富山市	活力都市創造部居住政策課
関係団体	公益社団法人 全日本不動産協会富山県本部 公益社団法人 富山県宅地建物取引業協会 公益社団法人 富山県建築士会 一般社団法人 富山県建築士事務所協会 富山市建築組合協議会 富山県弁護士会 富山県司法書士会 富山県行政書士会 富山県土地家屋調査士会 一般社団法人 富山県不動産鑑定士協会 一般社団法人 富山県構造物解体協会 富山造園業協同組合 一般社団法人 富山県ペストコントロール協会